

議案第 7 号

八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 2 号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。

改正後	改正前
(業務の委託等) 第 7 条 (略) 2 市長は、 <u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項</u> の規定により、第 4 条第 1 項に規定する使用料の徴収の事務を私人に委託することができる。	(業務の委託等) 第 7 条 (略) 2 市長は、 <u>地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項</u> の規定により、第 4 条第 1 項に規定する使用料の徴収の事務を私人に委託することができる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

